

出生に関連する届には以下のものがあります。詳しくは担当窓口におたずねください。

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
出生届	<ul style="list-style-type: none"> 届出先は父母の本籍地、(届出人の)所在地、子の出生地のいずれかの役所です。 届出人→父、又は母 弥彦村に住民登録されたお子様については、住民票コード通知書をお渡しします。 通知カードは後日郵送します。 	生まれた日から 14日以内	出生届、印鑑、母子健康手帳	住民課 Tel.94-3132
外国人住民のお子様	外国人住民のお子様で、特別永住者の申請をされる方は、父母が申請をしてください。	生まれた日から 60日以内	父又は母の特別永住者証明書(外国人登録証明書)、出生届記載事項証明書又は出生届受理証明書、住民票の写し、お子様のパスポート(お持ちの方)	
	特別永住者以外のお子様は、生まれてから30日以内に入国管理局で在留資格の申請をしてください。	生まれた日から 30日以内	入国管理局にお尋ねください。	東京入国管理局 新潟出張所 Tel 025-275-4735
国民健康保険の加入 出産育児一時金の申請	<ul style="list-style-type: none"> 出生による資格取得の届出が必要です。 出産育児一時金が支給されます。 (申請期限は出産日の翌日から2年間。ただし、他の保険者から支給を受ける方や、直接支払い制度を利用された方で、出産費用の明細金額が42万円以上の方は、役場での手続きは不要です。) *社会保険に加入されている方は職場にご相談ください。	生まれた日から 14日以内	国民健康保険証、印鑑、母子健康手帳、世帯主の預金通帳等口座番号のわかるもの(直接支払制度を利用された方は、直接支払制度の合意文書、出産費用のわかるもの)	住民課 Tel.94-3132

裏面もあります。

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
こども医療費の 助成申請	中学3年生まで（15歳到達年度の年度末まで）のお子様を扶養している方にお子様の医療費の自己負担金の一部を助成します。	お早めに	お子様を扶養する父（又は母等）の健康保険証、印鑑	住民課 Tel.94-3132
児童手当の 認定請求 又は 額改定請求	中学校3年生まで（15歳到達年度の年度末まで）の児童を養育する方に手当を支給。既に支給を受けている方の場合、額改定請求が必要です。 ただし、公務員の場合は勤務先で認定請求してください。	生まれた日の翌日から15日以内 （原則として申請月の翌月から支給されます）	印鑑、請求者（父又は母等）の健康保険証の写し、請求者名義の銀行の預金通帳の写し。なお、個々の状況により他に必要書類をお願いすることがあります。	
未熟児の医療費 の申請	出生時の体重が2,000グラム以下又は症状が特に重い未熟児が市の指定病院に入院する場合、医療費及び入院時食事療養費を市が負担します。	医師より意見書 をもらったら、 お早目に	養育医療給付申請書及び課税確認書兼世帯調査（申請書は住民課にあります）	
出生連絡はがき（母子健康手帳の中のはがき）の提出。（育児相談その他の連絡に必要）				福祉保健課 Tel.94-3133